

公庫資金のしおり

【中小企業事業】

～「重要事項のご説明」編～

このしおりは、ご契約内容に関する大切な事柄をわかりやすく
ご説明しています。

必ずご一読され、契約内容をご確認いただき、ご返済完了まで
お手元に保管してください。

内容については、公庫ホームページでもご案内しています。

【公庫ホームページ URL】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/a200_2.html



日本政策金融公庫 中小企業事業本部

ご契約にあたって

公庫とのお取引における重要な遵守事項をご確認ください。

	重要事項のご説明	ページ
◎	金銭消費貸借契約証書特約条項のポイント解説	1
◎	資金ご利用時の留意事項	9
○	保証・担保提供にあたっての留意事項	11
◎	公庫支店にご報告いただく事項	12

◎：必ずご確認ください。 ○：保証人または担保提供者の方は必ずご確認ください。

金銭消費貸借契約証書特約条項のポイント解説

「金銭消費貸借契約証書特約条項」は、公庫とのお取引にあたっての遵守事項を定めたものです。

ご契約前に必ずご確認ください、公庫資金を正しくお使いください。

以下に、特約条項のうち特に理解を深めていただきたい内容についてご説明しておりますのでご確認ください。

特約条項

(貸付受入金)

第1条 乙は、本借入金を無償で甲に預け入れ、甲はこれを受領しました。

2 甲は、前項により乙が預け入れた借入金(以下「貸付受入金」という。)については、本契約に基づく抵当権設定登記その他の甲が必要とする所定の手続完了後、払い出します。ただし、払出金額及びその時期については、甲において変更することがあっても乙は異議を述べません。

3 乙は、本貸付受入金債権を何人にも譲渡又は質入することはできないものとします。

4 甲は、本貸付受入金の受入期間中、本貸付受入金の金額に相当する額の貸付金には利息を付さないものとします。

5 乙は、乙が第3項の規定に違反して本貸付受入金債権を第三者に譲渡若しくは質入し、又は本貸付受入金債権に対し仮差押、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたときは、甲からの通知催告がなくても、本契約の期限の定めにかかわらず当然に本借入金債務について期限の利益を失い、いつでも本貸付受入金債権と甲の乙に対する貸付金債権とにつき、対当額において相殺されても異議を述べません。

(貸付受入金)

- ▶ 貸付契約日に貸し渡ししたお金は、同時に公庫がお預かりし、お客様と合意した日に、お申し出の口座等にお振り込みいたします。なお、担保設定手続が必要となる場合は、その手続が完了した後にお振り込みいたします。
- ▶ お客様において期限の利益喪失事由に該当するような特別な事情が生じた場合においては、公庫が送金をしないことがありますので、ご注意ください。

(期限前弁済)

第1条の2 乙は、甲の承諾のない限り期限前に本借入金債務の全部又は一部の弁済は行わないものとします。

2 甲の承諾を得て乙が期限前弁済を行う場合において、弁済日の翌日から本貸付当初に設定された期限に至るまでの期間に対応して本契約の適用利率に対応した財政融資資金貸付金利を基準として甲が「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第1項に定める利率に基づき計算した金額が、同期間に対応して弁済日における財政融資資金貸付金利を基準として甲が定める利率に基づき計算した金額を超えるときは、乙はその超過額を、期限前弁済手数料として直ちに甲に支払うものとします。

3 保証人等乙以外の者が期限前弁済を行うときも、前2項に準じるものとします。

(お客様のご都合による期限前弁済)

- ▶ 約定日又は償還期限より前倒して借入金の一部又は全部を弁済することは、原則としてご遠慮ください。
- ▶ 公庫が承諾し、期限前弁済を行う場合には、弁済時の金利水準によって期限前弁済手数料をお支払いいただく場合がございます。

(反社会的勢力の排除)

第1条の3 乙、保証人及び担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等及びその他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、並びに次の各号の一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙、保証人及び担保提供者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

3 次条第2項第5号の規定の適用により、乙、保証人又は担保提供者に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙、保証人又は担保提供者がその責任を負います。

(反社会的勢力の排除)

- ▶ お客様、保証人及び担保提供者が現在及び将来において暴力団等の反社会的勢力(これらに準ずる者を含みます。)に該当しないこと、また、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為を行わないことを表明・確約していただき、仮にそれに反することが判明した場合には、公庫の判断で直ちに債務の弁済等を求め取引を解消させていただきます。

(期限の利益の喪失)

第2条 乙は、次の各号の一に該当した場合には、甲から通知催告等がなくても当然に本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部を弁済するものとします。

- 一 乙が支払を停止したとき又は乙に関し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
- 二 乙が手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
- 三 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって、乙の所在が不明であることを甲が知ったとき。

2 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認める場合において甲から請求を受けたときは、甲の指示するところに従い、本借入金の償還期限にかかわらず直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部を弁済するものとします。

- 一 乙が本借入資金を第3条の規定に違反して使用し、若しくは借入れ後長期にわたり使用せず、又は支払証拠書類写しの提出を甲が相当期間を定めてその提出を促すも当該期間内に提出を行わないとき。
 - 一の二 乙が甲の承認を受けることなく本借入資金により取得した資産を売却し、又は取得した資産を当初の目的とは異なる目的で使用したとき。
- 二 乙が本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務その他甲に対する債務の一部でも期日に弁済しなかったとき。
- 三 乙又は担保提供者が本契約に記載した条項又はその条項に基づく甲の指示に従わないとき。
 - 三の二 乙が「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に定める各事項に該当したとき。

- 四 乙又は担保提供者が本資金借入れに関し、又は借入れ後本借入金債務の全部を弁済するまでの間において甲に対して事実と相違した申出若しくは報告をなし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠ったとき。
- 五 乙、保証人又は担保提供者が、暴力団員等若しくは前条第1項各号の一にでも該当し、若しくは同条第2項各号の一にでも該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告

をしたことが判明したとき。

六 乙が他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押(第1条第5項の貸付受入金債権に係るものを除く。)の命令、通知の発送を受け、又は競売の申請を受けたとき又は死亡若しくは解散したとき。

七 担保提供者が担保物件の保全に必要な行為をしないとき。

八 保証人が前項各号又は本項第4号若しくは第6号に定める事由の一に該当したとき。

九 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(期限の利益の喪失)

- ▶ 第1項では、公庫からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、借入金の全額を直ちにご返済いただくこと、第2項では、公庫の請求によって期限の利益を喪失し、借入金の全額又は一部を直ちにご返済いただくことを定めています。
- ▶ 特に設備資金のお支払(3カ月以内)や支払証拠書類の提出(6カ月以内)が確認できなかった場合、定めた用途以外に借入金を使用した場合、公庫の承諾を受けることなく融資対象物件を売却した場合又は特別貸付の適用条件をみなさないことが判明した場合等においても、ご融資の全額または一部をご返済いただきますので、ご注意ください。

(差額利息の支払義務)

第2条の2 乙は、本契約表面(1頁目)8記載の適用利率が同10記載の条件違反時利率を下回る場合において、次の各号の一に該当し、甲から請求を受けたときは、本契約の契約日に遡って条件違反時利率が適用されるものとし、契約日から甲が指示した日までの間において、条件違反時利率によって計算した利息相当額と適用利率により支払った利息相当額との差額を、第5条の遅延利息とは別に支払うものとします。

一 前条第2項第1号、第1号の2、第3号(ただし、担保提供者の場合を除く。)又は第3号の2に該当したとき。

二 乙が「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記2に定める各事項に該当したとき。

(差額利息の支払義務)

- ▶ 資金用途違反があった場合や特別貸付の適用条件を満たさなくなった場合(「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1又は別記2に定める事項に該当した場合)は、契約締結日に遡って条件違反時利率と適用利率との差額をお支払いいただきます。

(資金の使用)

第3条 乙は、本借入資金を甲の承認を受けた場合を除き、本契約に記載した用途(明細を含む。)にのみ使用し他に流用しないものとします。

2 乙は、本借入資金の全部又は一部が長期運転資金である場合には、当該長期運転資金については次の各号のいずれの用途にもこれを使用しないものとします。

一 事業と直接関係のないものに使用し、又は甲の貸付対象とならない事業の用に供すること。

二 金融機関からの既借入金の単なる肩代わりに使用すること。

三 資金を第三者に貸し付け、又は投機その他借入れの目的を著しく逸脱したものに使用すること。

3 乙は、本借入資金を使用した場合には、その用途を経理上明らかにしておくものとします。

(資金の使用)

- ▶ お借入れの資金については、金銭消費貸借契約証書の「4 用途」に記載された資金用途の内容以外には、利用できません。

(設備資金に係る特則)

第3条の2 乙は、本借入資金の全部又は一部が設備資金である場合には、当該設備資金の工事代金等につい

ては、甲の払い出し後、速やかに支払うものとし、また、乙は、工事代金等の支払が当初予定より遅れる場合及び使途計画(工事内容及び契約金額等)を変更する場合は、速やかに甲へ報告し、甲の指示するところに従うものとし、

- 2 乙は、前項による支払い後、契約日から6カ月以内に、当該設備資金に係る領収書、振込書又は当座勘定照合表その他の甲の指示する支払証拠書類の写しを甲に提出するものとし、

(設備資金)

- ▶ お借入れが設備資金の場合、資金のお振込み後、速やかに工事代金等をお支払いいただくとともに、支払証拠書類の写しを公庫にご提出いただきます。

(金融情勢の変化に伴う利率の変更)

第4条 乙、保証人及び担保提供者は、本借入金に係る利率(適用利率及び条件違反時利率の双方を含む。本特約条項において同じ。)について、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、甲において、一般に行われる程度のものに変更することに同意します。

(遅延利息)

第5条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、本借入金債務の元利金その他一切の債務の支払を遅延した場合には、その金額につきその延滞日数に応じ年9.1%の割合による損害賠償金を甲に支払うものとし、

(※) 利率はサンプルです。実際の利率はご契約書をご確認ください。

(担保)

第6条 担保提供者は、甲の承認を受けた場合を除き、本借入金債務の担保に提供し若しくは提供することを約した資産を、第三者に譲渡し賃貸し担保に提供し若しくは担保に提供する予約をし又は第三者のためにその資産の上に地上権を設定し又はその資産の現状を変更し又はその資産の移動その他の甲に損害を及ぼし又はそのおそれのある行為をしないものとし、

2 担保提供者は、本借入金債務の担保として遅滞なく前項の資産の上に担保権を設定するものとし、かつ第三者に対抗する要件を備えるに必要な手続について甲に協力するものとし、

3 乙は、本借入金債務の担保に提供し若しくは提供することを約した資産が滅失、毀損、価格の変動その他の事情によりその価額を減少し担保力に不足を生じ又はそのおそれのある場合、その他甲が債権保全上必要と認めた場合には、甲の指示するところに従い、追加担保提供の手続をとりかつ第三者に対抗する要件を備えるに必要な手続について甲に協力するものとし、

4 乙は、本契約による債務の全部を弁済するまでに、本資金その他により新たに土地、建物、機械器具その他事業の用に供する物件を取得した場合において甲が必要と認めるときは、甲の指示に従い本契約による債務の担保に追加するものとし、

(担保資産の処分)

第7条 甲は、乙が本借入金債務を履行しないときは一切の担保資産を必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により自由に処分することができるものとし、この場合、甲はその処分代金を任意の方法により本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部の弁済に充当することができ、その充当に対しては、乙及び担保提供者は異議を述べません。

(損害保険)

第8条 乙又は担保提供者は、本資金借入れ後遅滞なく本借入金債務の担保に提供し若しくは提供することを約した資産について甲が指定する金額以上の損害保険契約を甲が承認した保険会社と締結し本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部を弁済するまでその契約を継続するものとし、なお、本資金借入れ時に現に締結してある損害保険契約の継続についても同様とし、

- 2 担保提供者は、甲が請求したときは遅滞なく本借入金債務の担保として前項の保険契約に基づく保険金請求権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し又はその請求権の上に質権を設定するものとし、かつ第三者に

対抗する要件を備えるに必要な手続について甲に協力するものとします。

- 3 担保提供者が本資金借入れ後第1項の保険契約以外に同一資産について更に損害保険契約を締結した場合には、乙は遅滞なくその旨を甲に報告し担保提供者は甲の指示するところに従うものとします。
- 4 担保提供者は、保険の目的物が災した場合には、保険会社に提出すべき書類の作成、損害てん補額の協定等についてあらかじめ甲の承認を受けるものとします。損害てん補額について担保提供者と保険会社との間に協定が成立しない場合には、甲が担保提供者に代わり協定を締結しても、担保提供者は異議を述べません。
- 5 保険の目的物が災した場合には、甲は本借入金の償還期限にかかわらず、甲が受領した保険金を甲の任意の方法により本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部の弁済に充当しても、乙及び担保提供者は異議を述べません。

(損害保険)

- ▶ 船舶や在庫等、り災の危険が相対的に大きい物件を担保提供する場合は、損害保険の加入及び保険契約の継続を確認させていただきます。
- ▶ 公庫は、保険金請求権の譲渡又は保険金請求権への質権設定を求める場合があります。

(保証人)

第9条 保証人は、本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務について乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力のいかんにかかわらず債務履行の責めを負うものとします。

- 2 乙及び保証人(法人を除く。以下この項、次条及び第9条の3において同じ。)は、乙が保証人に対し次の各号に掲げる事項について適切な説明を行い、保証人がこれらの事項を理解したうえで本契約を締結することを確約します。
 - 一 乙の財産及び収支の状況
 - 二 乙が本借入金以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - 三 乙が本借入金の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 甲が乙又は保証人(本契約以後に新たに保証人になった者を含む。)の一人に対して行った債務履行の請求は、乙及びすべての保証人に対して効力を有するものとします。
- 4 乙は、甲が保証人からの請求を受けて本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務についての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に対し提供することについて、あらかじめ同意します。
- 5 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けた場合には、遅滞なく必要な手続をとるものとします。

(保証人)

- ▶ 公庫の借入金にかかる保証人は、表面及び本条第1項にも「乙と連帯して・・・」とあるように「連帯保証」になります。
- ▶ お客様において、個人の連帯保証人に対しては必ず、次の①から③の事項に関する情報を提供してください。
 - ①お客様の財産及び収支の状況
 - ②今回の公庫借入金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況
 - ③今回の公庫借入金の担保について、他の保証人又は担保物件の提供状況(予定を含む)及びその内容
- ▶ 個人の連帯保証人の方は、この金銭消費貸借契約に署名押印するまでに、債務者から、必ず上記①から③の事項に関する情報提供を受けてください。

(保証債務履行時の準則)

第9条の2 保証人が、本契約に基づく保証債務の整理について、平成25年12月5日に経営者保証に関する

ガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」という。)に則った整理を申し立てた場合には、甲はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めるものとします。

(表明及び保証)

第9条の3 保証人は、本契約の契約日において、次の各号に掲げる民法第465条の9第1号及び第2号に定める者のいずれかに該当することを、表明及び保証します。

- 一 乙の取締役、理事、執行役又はこれらに準ずる者
 - 二 乙の総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。)の過半数を有する者
 - 三 乙の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - 四 乙の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - 五 乙が株式会社以外の法人である場合における二、三又は四に掲げる者に準ずる者
- 2 保証人は、前項の表明及び保証に誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、甲が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償することに異議を述べません。

(表明及び保証)

- ▶ 個人の保証人は、本条に掲げた債務者の取締役や議決権の過半数を有する者などに限定しており、保証人において該当することを表明・保証していただきます。お客様及び保証人においても、この要件に該当することを十分ご確認ください。

(代位、担保保存義務の免除)

第10条 保証人及び担保提供者は、保証人又は担保提供者が本契約による債務の一部を弁済して甲に代位する場合には、甲の承認を受けた場合を除き、その代位により取得すべき一切の権利はこれを行使せず、また甲の請求によりその権利又は順位を甲に無償で譲渡するものとします。

- 2 乙、保証人及び担保提供者は、保証人の追加、変更若しくは免除又は担保の提供、差替え若しくは増減又は償還期限について甲乙間又は甲と乙、保証人又は担保提供者との間においていかに取り計らうも異議なく、また民法第504条第1項を援用しません。

(弁済の充当)

第11条 本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲が適当と認める順序方法により任意の時期に充当することができ、その充当に対しては、乙、保証人及び担保提供者は異議を述べません。

(第三者の弁済、債権譲渡)

第12条 乙は、甲が本貸付金債権及びこれに付帯する一切の債権について、何人から弁済を受け又は何人に対して譲渡しても異議を述べません。

(危険負担等)

第12条の2 乙が甲に提出した証書(紙媒体に限らず、電子契約に基づき電磁的記録が作成された場合も含む。以下同じ。)が、事変、災害、輸送途中の事故、システム障害等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷又は延着した場合には、乙及び保証人は甲の帳簿、伝票、電磁的記録等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。

- 2 前項の場合において、乙は甲から請求があれば直ちに新たな証書を提出するものとし、このときに生じた損害については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙及び保証人が負担するものとします。

(届出、報告)

第 13 条 乙は、乙、保証人又は担保提供者の住所、氏名、商号若しくは名称、資本金、代表者又は事業の内容に異動を生じ又は死亡、解散その他これに準ずる事実が発生したときは、その都度書面により速やかに甲に届け出るものとします。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合には、その都度速やかに甲に報告するものとします。

一 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれがあるとき。

二 担保に提供し若しくは提供することを約した資産に異動を生じたとき、又はその資産が滅失、毀損、価格の変動その他の事情により、その価額を減少し又はそのおそれがあるとき。

三 前各号に掲げる場合のほか甲から指示を受けたとき。

3 乙、保証人又は担保提供者は、乙が第 1 項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとされても異議を述べません。

(成年後見人等の届出)

第 13 条の 2 乙及び保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合又は任意後見監督人の選任がされた場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに甲に届け出ます。

2 乙及び保証人は、前項の届出事項に取消又は変更が生じた場合も同様に甲に届け出ます。

3 乙及び保証人は、前 2 項の届出の前に生じた甲に対する債務については、取消権を行使しません。

(届出)

- ▶ お客様、保証人、担保提供者に関し変更があったときは、速やかに届け出てください。

(計算書類等の提出)

第 14 条 乙は、決算期ごとに貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他甲の指示する資料(以下「計算書類等」という。)を甲に提出するものとします。

2 乙は、甲から指示を受けたときは、乙の親会社、子会社その他資本関係、取引関係、経営陣その他の経営実態からみて乙と密接な関係を有すると甲が認める者に係る計算書類等を甲に提出するものとします。

(計算書類等の提出)

- ▶ 公庫は継続的にお客様の業況を把握する必要があることから、毎決算期ごとに税務申告書、勘定科目明細を含めた決算報告書を提出していただきます。

(調査)

第 15 条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務所、工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、業務状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することができるものとし、この場合、乙は甲に相当の便益を提供するものとします。

2 甲は、本借入金債務のために担保に提供し若しくは提供することを約した資産を調査することができるものとし、この場合、担保提供者は甲に相当の便益を提供するものとします。

(調査)

- ▶ 融資後、資金使途確認等のために公庫が必要と認めた場合は、お客様の事務所等に出向き、必要な書類の確認等をさせていただくことがあります。

(費用負担)

第 16 条 乙は、本借入金に関する一切の費用(保証人となる者による保証意思宣明公正証書に関する費用も含む。)を負担するものとします。

2 甲が乙又は担保提供者に代わって登記を行い若しくは損害保険料を支払い又は公正証書の作成を委嘱しその他債権保全のため費用を立替え支払った場合には、乙は甲の支払った立替金に相当する金額並びに甲の

承認を受けた場合を除き、その金額につき立替日数に応じ年 9.1%の割合により損害賠償金を甲に支払うものとします。

(※) 利率はサンプルです。実際の利率はご契約書をご確認ください。

(端数期間がある場合の利息等の計算方法)

第 17 条 乙が、本借入金に関する利息を甲に支払う場合において 1 年未満又は 1 年を超えての端数期間があるときは、その端数期間の利息は、元金額に年利率及びその端数期間の日数を乗じ、平年閏年を問わず 365 分して計算するものとします。また、第 2 条の 2 の定めにより利息相当額を計算する場合もこれに準じるものとします。

2 乙が、本借入金に関する損害賠償金を甲に支払う場合は、元金額に延滞又は立替えの期間の日数及び年当たりの割合を乗じ、平年閏年を問わず 365 分して計算するものとします。また、期限前弁済手数料に係る計算もこれに準じるものとします。

(公正証書の作成)

第 18 条 乙及び保証人は、甲から指示を受けた場合には、直ちに公証人に委嘱して本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の承認並びに強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

(準拠法、管轄)

第 19 条 本契約に係る準拠法は日本法とします。

2 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店又は取引支店(取引支店が変更された場合は、変更後の取引支店)の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

その他、追加の特約条項がある場合は、支店にご確認ください。

以 上

資金ご利用時の留意事項

ご融資金は、資金ご利用の用途が定められています。

- ・公庫の資金制度は、国の政策に基づいて、資金ご利用の用途や特別貸付の要件が定められています。ご契約後、当初予定どおりに資金が利用できない場合は、速やかに当事業担当者あてご相談ください。
- ・設備資金は速やかに工事業者等へお支払いください。工事業者等への支払い（手形でお支払いされる場合は手形の決済）が貸付契約後概ね3ヵ月以内に行われなかった場合や、貸付契約後概ね6ヵ月以内に支払証拠書類をご提出いただけない場合は、資金用途違反による繰上償還及び差額利息お支払い事由となります。「お手続の流れ編」P10「設備資金のお支払い・公庫へのご報告」もご確認ください。
- ・特別貸付の要件に違反した場合は、貸付当初にさかのぼり条件違反時利率との差額利息をお支払いいただくとともに、残元金を繰上償還していただくことがございます。
「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に記載された事項に該当した場合は、繰上償還及び差額利息お支払いの対象となります。
「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記2に記載された事項に該当した場合は、差額利息お支払いの対象となります。また、償還期限までの本借入金の適用利率を条件違反時利率に変更することに同意し、所要の手続を行っていただきます。
- ・「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記3に記載された事項に該当した場合は、貸付契約日にさかのぼって貸付利率特例制度の利率控除を取り消し、差額をお支払いいただきます。
利率控除を取り消す場合は、「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」2から4までに準じて、所要の手続を行っていただきます。

金銭消費貸借契約証書に記載しているお手続が必要です。

- ・金銭消費貸借契約証書の「その他の契約事項」欄に追加担保設定等の記載がある場合は、条件が整い次第、記載内容についての手続を進めさせていただきます。追加担保設定が必要な物件が完成する等条件が整った場合は、公庫支店までご連絡ください。

・ご融資対象物件を取得完了後、直ちに担保提供することを条件にご融資金を送金する場合、「その他の契約事項」記載のとおり、取得予定時期までにご融資対象物件のお支払いを完了し、かつ、取得完了後1ヵ月以内に担保設定登記等を完了するようお手続きください。取得予定時期までにご融資対象物件のお支払いが完了しない場合や、取得完了後1ヵ月以内に担保設定登記等が完了しない場合は、ご融資金の全額を繰上償還していただくこととなりますので、ご注意ください。

償還期限前の繰上償還はご遠慮ください。

・やむを得ず償還期限前に一部又は全部の繰上償還（期限前弁済）を希望される場合は、事前に公庫支店にご相談ください。ご利用いただいている資金及び利率によっては、繰上償還に係る手数料（期限前弁済手数料）をお支払いいただくことがあります。

・期限前弁済手数料のたまかな計算方法は次のとおりです。

（計算式）

$\text{繰上償還を行う元金金額} \times (\text{ご契約時点の財政融資資金貸付金利（「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」1（1）記載の利率）} - \text{繰上償還を行う日における財政融資資金貸付金利}) \times \text{繰上償還を行う日の翌日から償還期限までの期間}$
--

保証・担保提供にあたっての留意事項

連帯保証人の方

- ・公庫の保証人は「連帯保証」になります。債務者の返済が滞ったときは、債務者の財産の差押え又は債務者への返済の請求がなくても、連帯保証人の方にご返済いただくことになります。
- ・個人の連帯保証人の方には、債務者の取締役や議決権の過半数を有する者など、民法に定める特定の資格を有していることを表明し、保証していただきます。
- ・個人の連帯保証人の方は、金銭消費貸借契約書類を提出するまでに、債務者から、必ず次の①から③の事項に関する説明を受けてください。

- ①債務者の財産及び収支の状況
- ②今回の公庫資金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況
- ③今回の公庫資金の担保について、他の保証人又は担保物件の提供状況（予定を含む）及びその内容

- ・保証債務の残高等を確認したいときは、公庫支店までご連絡ください。

根抵当権による物上保証人（担保提供者）の方

- ・根抵当権は、債務者の一切の借入金につき極度額の範囲内で担保していただくものです。債務者が継続して複数口の借入れをした場合も極度額の範囲内で担保していただくこととなります。
- ・担保の登記手続等、公庫が担保権を保全するための手続については速やかに行ってください。
- ・担保物件について、今後も公庫職員（委託業者を含みます。）が現地に出向き、確認させていただくことがありますので、ご協力ください。

公庫支店にご報告いただく事項

決算書のご提出により経営状況をご報告ください。

・借入金のご返済が完了するまでの間は、税務申告後速やかに以下の決算関係書類を公庫支店あてご提出ください。また、訪問などにより経営状況を確認させていただくことがあります。

なお、ご提出いただいた決算書のデータをもとに同業分析比較などを行う「企業診断サービス」をご提供しております。ご希望の方は、お気軽に公庫支店までお申し付けください。

ご提出いただく決算関係書類

1. 決算報告書一式の写し
2. 法人税の確定申告書（別表一式及び法人事業概況説明書）の写し
3. 減価償却明細表（又は固定資産台帳）一式の写し
4. 勘定科目内訳明細書一式の写し
（個人事業主のかたは、所得税青色申告決算書（白色申告のかたは収支内訳書）及び所得税の確定申告書の写し）
5. 独立監査人の監査報告書の写し（会計監査人を設置している場合）

その他、関連会社の上記 1～4 に係る決算関係書類などを別途ご依頼させていただくことがありますので、ご協力ください。

残高証明書が必要な場合は、公庫あてご請求ください。

・「日本公庫ダイレクト」（お取引先さま専用サービス）にご登録いただいている場合は、当サービスからオンラインで取得することができます。

・日本公庫ダイレクトによるオンライン発行をご利用いただけない場合や、書面での発行をご希望の場合は、公庫支店までご連絡ください。原則として電話等によるご依頼で発行いたしますが、公庫届出連絡先以外へ送付する場合などは、公庫所定の[残高証明依頼書](#)のご提出をお願いしております。（[記載例](#)）



残高証明依頼書



記載例

借入金が完済となった場合は、公庫からご通知します。

・お借入金が完済となりましたら、弁済の事実を記載した「完済のお知らせ」を郵送いたします。金銭消費貸借契約証書（書面契約の場合に限ります。）の返却を希望されるお客様は、公庫支店までご連絡ください。

なお、抵当権などの抹消手続が必要な場合は、別途抵当権抹消登記委任状等関係書類一式をお渡ししますので、抵当権などの抹消手続を忘れずに行ってください。

公庫への届出事項に変更があった場合などは、ご報告・ご相談ください。

・次の場合は、公庫所定の[変更届](#)により公庫支店にご報告ください（[記載例](#)）。

変更届によるご報告事項
・商号を変更したとき
・住所（連絡先）を移転したとき
・代表者を変更したとき
・資本金を減少したとき
・保証人や担保提供者の商号などが変わったとき



変更届



記載例

・次の場合は、公庫支店に事前にご相談ください。必要なお手続をご案内します。

お手続が必要な事項
・担保物件を変更したいとき
・保証人を変更したいとき
・返済方法を変更したいとき
・会社が合併または分割するとき
・会社組織を変更したとき
・担保物件の工場などが火災にあい、質権を設定している保険金を直接受け取りたいとき
・個人事業を法人化したとき
・事業や担保物件を相続したとき